

三島市小規模工事事務取扱要領

1. 目的

この要領は、工事の施工に伴って提出される書類の省略等、諸手続を簡略化し、事業の効率的な執行を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

- (1) 三島市が施行する当初請負代金額が500万円未満の請負工事に適用する。
- (2) この要領に記載されていない事項については、各工事ごとの特記に示される仕様書を適用する。

3. 提出書類

(1) 請負代金内訳書

受注者の作成する請負代金内訳書は省略できるものとする。

(2) 施工計画書

土木工事においては、静岡県「小規模工事（当初請負代金額500万円以上2,000万円未満）」の施工計画書による。
建築・設備工事においては、工種別の施工計画書は省略できるものとする。

(3) 使用材料承諾書

受注者の作成する使用材料承諾書は省略できるものとする。

(4) 材料検査簿

受注者の作成する材料検査簿は省略できるものとする。

(5) 工事記録簿

受注者の作成する工事記録簿は省略できるものとする。

(6) 完成検査写真

受注者の作成する完成検査写真は省略できるものとする。

4. その他

- (1) 受注者は、工事の施工に当って自主管理体制を確立し、施工管理に責任を持つものとする。また、工事の施工に当たり疑義が生じた場合には、監督員と協議するものとする。なお、自主管理とは、受注者が工事目的物の品質、精度を完全なものとするため、各工事の特記に示される仕様書の規格に適合するよう、社内検査を行う等、自らが管理することをいう。
- (2) 省略できるものにおいても監督員から請求があった場合は、資料を作成し提出しなければならない。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年8月1日から施行する。

三島市小規模工事事務取扱一覧表

提出書類項目	500万円未満の工事		工事における市適用規則
	水道・土木	建築・設備	執行規則、契約約款
1 工程表	提出	提出	市長が必要とないと認めた工事は適用しない
2 工程月報	提出	提出	市長が必要とないと認めた工事は適用しない
3 請負代金内訳表	省略	省略	市長から請求があった場合提出する
4 主任技術者等	提出	提出	市長に通知
5 施工計画書	簡略化する 14項目→6項目	提出	記載なし
6 使用材料承諾書	省略	省略	〃
7 材料検査簿	省略	省略	検査指定された材料は監督員の検印を受ける
8 出来形管理	提出	提出	記載なし
9 品質管理	提出	提出	〃
10 写真管理	提出	提出	〃
11 工事記録簿	省略	省略	必要事項を記録し、監督員が求めた場合提出
12 完成検査写真	省略	省略	記載なし